

DS-680.2 デジタル社会推進標準ガイドライン

ウェブコンテンツガイドライン

Web Content Guidelines

2025 年 (令和 7 年) 9 月 30 日
デジタル社会推進会議幹事会決定

Normative

CONTENTS

1	概要	6
	1.1 適用対象	6
	1.2 背景と目的	6
	1.3 記述範囲と構成	7
	1.4 関連文書	8
	1.4.1 導入のための参考になる文書	9
	1.4.2 支援ツール	9
	1.4.3 利用の手引き	9
	1.5 利用と配布	9
	1.6 改訂履歴	10

2	用語	11
	2.1 ウェブサイトの種類	11
	2.2 証跡	11
	2.3 記録管理	13

3	ウェブサイト等により提供する情報の種類	14
	3.1 行政の諸活動に関する情報の提供	14
	3.2 法令により公表等が義務付けられている情報	14
	3.2.1 公益法人に関する情報	14
	3.3 社会的な有効活用に資する情報	14
	3.4 情報提供の例外	15

4	情報アクセシビリティの確保	16
	4.1 多様なアクセス手段の提供	16
	4.1.1 情報アクセシビリティの確保における環境整備	16
	4.1.2 情報アクセシビリティの確保における合理的配慮	17

CONTENTS

5	国民等との間における双方向の情報流通の確保	18
	5.1 意見・要望等の受付欄の設置	18
	5.2 回答集の提供	18
	5.3 ソーシャルメディアの活用	18
	5.4 府省間連携の実施	18

6	著作物に関する統一的な利用ルール適用	19
---	--------------------	----

7	情報の所在及び管理運営方針の明示	20
	7.1 コピーライトポリシー	20
	7.1.1 デジタルアーカイブにおける二次利用条件の検討	21
	7.1.2 個別資料毎の二次利用条件表示	21
	7.2 ソーシャルメディアポリシー	22
	7.3 ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果	22

8	利用者視点での情報提供	23
	8.1 利用者別メニューの設置	23
	8.2 こども向けイベント情報の提供	23
	8.2.1 こども向けイベントのカテゴリ表示	25
	8.2.2 こども向けイベントのユニバーサルアクセスに係る情報提供	25

9	言語・文章構成及び表現	26
	9.1 原則	26
	9.2 ブレインランゲージ	26
	9.2.1 対象読者の興味関心に応じた情報提供及び表現	26
	9.2.2 非専門家向けの情報提供・申請手続における法律等の表現	27
	9.3 インクルーシブランゲージ	27
	9.3.1 個人の能力に関する表現	27
	9.3.2 年齢に関する表現	27

CONTENTS

9.3.3	ジェンダーとセクシュアリティ	28
9.3.4	人種・民族・宗教	28
9.4	やさしい日本語	29
9.5	図・表・写真・音声・動画等の活用	29
9.6	文章表現・装飾におけるアクセシビリティ	29
9.7	外国国名表記・地名表記	30
9.8	記述・表現の評価と見直し	30

10	多言語対応の推進	31
10.1	機械翻訳等を利用する場合の注意点	31
10.2	機械翻訳等における専門用語の取扱い	31
10.3	機械翻訳等の利用に係るウェブアクセシビリティの確保	31

11	生成AI等の利用時の信頼性確保	32
11.1	生成AI等の信頼性確保	32
11.2	生成AI利用時の著作権の適正な取扱い	32
11.3	生成AIを機械翻訳に用いることの明示	32
11.4	生成AIの利用に係るコンテンツの信頼性確保	33

12	本省サイトにおける情報提供	34
12.1	本省サイト掲出コンテンツ	34
12.2	法律・制度に基づき本省サイトに掲示すべき事項の通知	35

13	地域別の情報提供	36
13.1	地域区分	36
13.1.1	地理的条件を加味した区分の追加設置	36

14	オープンデータの推進	37
	14.1 データ検索サイトにおける情報提供	37
	14.1.1 データカタログに関するメタデータの整備	37
	14.1.2 個別データセットや資料群に関するメタデータの整備	38

15	行政情報の一元的・総合的な提供	39
	15.1 サービスカタログの提供	39
	15.1.1 利用者・利用目的別のサービスカタログにおける機能	39

16	公開情報の品質確保	40
	16.1 データ品質の確保	40
	16.1.1 帰属性 (Attributable)	40
	16.1.2 判読性 (Legible)	40
	16.1.3 適時性 (Contemporaneous)	40
	16.1.4 原本性 (Original)	41
	16.1.5 正確性 (Accurate)	41
	16.1.6 完全性 (Complete)	41
	16.1.7 一貫性 (Consistent)	41
	16.1.8 永続性 (Enduring)	41
	16.1.9 可用性 (Available)	41
	16.2 最新性の確保	42
	16.3 情報の有効性に関する情報の明示	42

17	ウェブコンテンツのライフサイクル管理	43
	17.1 ウェブコンテンツのライフサイクルの期間	43
	17.1.1 標準ライフサイクルの期間の決定と明記	43
	17.2 ウェブコンテンツの非掲載化又は削除	43
	17.2.1 非掲載化に関する情報提供	44
	17.2.2 情報の非掲載化に関する例外処置	44

CONTENTS

18	記録管理	45
	18.1 記録管理の要件	45
	18.2 内容情報の付与	46
	18.2.1 表現情報の付与	46
	18.3 保存記述情報の付与	46
	18.3.1 参照情報の付与	46
	18.3.2 永続的管理に必要な文書の把握	46
	18.3.3 文脈情報の提供	47
	18.3.4 来歴情報の提供	47
	18.3.5 不変性情報の提供	47

19	ウェブサイトによる情報提供に伴う料金	48
----	--------------------	----

20	本ガイドラインの遵守状況の確認	49
----	-----------------	----

21	付録	50
	20.1 リンク集	50

	索引	51
--	----	----

1

概要

本ガイドラインは、各府省が設置・公開するウェブサイトに掲載するコンテンツの品質確保、メタデータ定義等の情報管理及び文章表現に関する指針をまとめている。

1.1 適用対象

本ガイドラインは、各府省がウェブサイト等による行政情報及び機能提供を、より充実し利用者に活用してもらえるよう見直す際に適用するものとする。

1.2 背景と目的

これまで各府省は、旧「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び旧「Webサイトガイドブック」に基づき、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報をウェブサイト等により発信してきた。

これらの活動は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に記載されるように、政府が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて無償で公開する「オープンデータ」の取組を通じて担保されている。

こうした長年の取組により、各府省がウェブサイトを通じて発信する情報は増加してきたが、それに伴い、情報の探索や検索、管理が難しくなっている。そこで本ガイドラインは、前掲の各ガイドラインを引き継ぎながら、様々な組織がウェブサイトを通じ発信する情報を、同じ原則・ルールに基づいて取扱えるようにすること、以下の観点からウェブサイトへの掲載方法や表現を見直し、中長期の品質確保を目指すための指針を示すことを目的としている。

- 情報の信頼性向上
- 一元的管理
- 検索性の向上
- 技術選定コストの低減
- 情報の利用負荷の削減
- 発信コストの削減
- 情報の維持コストの低減

また、社会の多様化により、ニーズに合致する情報の揭示、平易かつ簡潔な構成、用語及び文章の利用といった、利用者視点での分かりやすい情報発信が求められていることから、本ガイドラインでは、ウェブサイトの種類毎に最低限掲出すべき情報、文章表現等の指針を定めている。

1.3 記述範囲と構成

本ガイドラインでは、主に以下の指針を記載している。

- ウェブサイト等により提供する情報の種類に関する指針 [\[3章\]](#)
- 情報アクセシビリティの確保に関する指針 [\[4章\]](#)
- 国民等との間における双方向の情報流通の確保に関する指針 [\[5章\]](#)
- 著作物に関する統一的な利用ルールの適用に関する指針 [\[6章\]](#)
- 情報の所在及び管理運営方針の明示に関する指針 [\[7章\]](#)
- 利用者視点での情報提供に関する指針 [\[8章\]](#)
- 言語・文章構成及び表現に関する指針 [\[9章\]](#)
- 多言語対応の推進 [\[10章\]](#)
- 生成AI等の利用時の信頼性確保 [\[11章\]](#)
- 本省サイトにおける情報提供内容 [\[12章\]](#)
- 地域別の情報提供 [\[13章\]](#)
- オープンデータの推進 [\[14章\]](#)
- 行政情報の一元的・総合的提供 [\[15章\]](#)
- 公開情報の品質確保 [\[16章\]](#)
- ウェブコンテンツのライフサイクル管理 [\[17章\]](#)
- 証跡等に相当する文書の記録管理 [\[18章\]](#)
- ウェブサイトによる情報提供に伴う料金 [\[19章\]](#)

本ガイドラインでは以下の内容は扱わない。当該情報については「DS-680.1 ウェブサイトガイドライン」(デジタル庁)を参照すること。

- ウェブサイトのシステムアーキテクチャ
- ウェブサイトのレイアウト及びデザイン

1.4

関連文書

旧「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び旧「Webサイトガイドブック」は本ガイドラインの発効に伴い廃止する。

本ガイドラインと、特に関係する内容を含む文書は、以下のとおり。なお、本文中で密接に関係する文書がある場合は参照箇所をあわせて記載している。

- 「DS-670.1 ユーザビリティガイドライン」（デジタル庁）
ウェブサイトを含む情報システムの使いやすさの確保に関するガイドライン。
- 「DS-680.1 ウェブサイトガイドライン」（デジタル庁）
使いやすいウェブサイトの構築に関するガイドライン。旧「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び旧「Webサイトガイドブック」の内容を引き継ぐ。
- 「Webサイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」（デジタル庁）
ドメインの保有・移行・廃止等の管理に関するガイドライン。以下「ドメイン管理ガイドライン」という。
- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省・2024年版）
ウェブアクセシビリティの確保に関するガイドライン。
- 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（NCO）
ウェブサイトを含む情報システムのセキュリティの確保に関するガイドライン。以下「統一基準群」という。統一基準群のうち「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」については以下「統一基準」という。

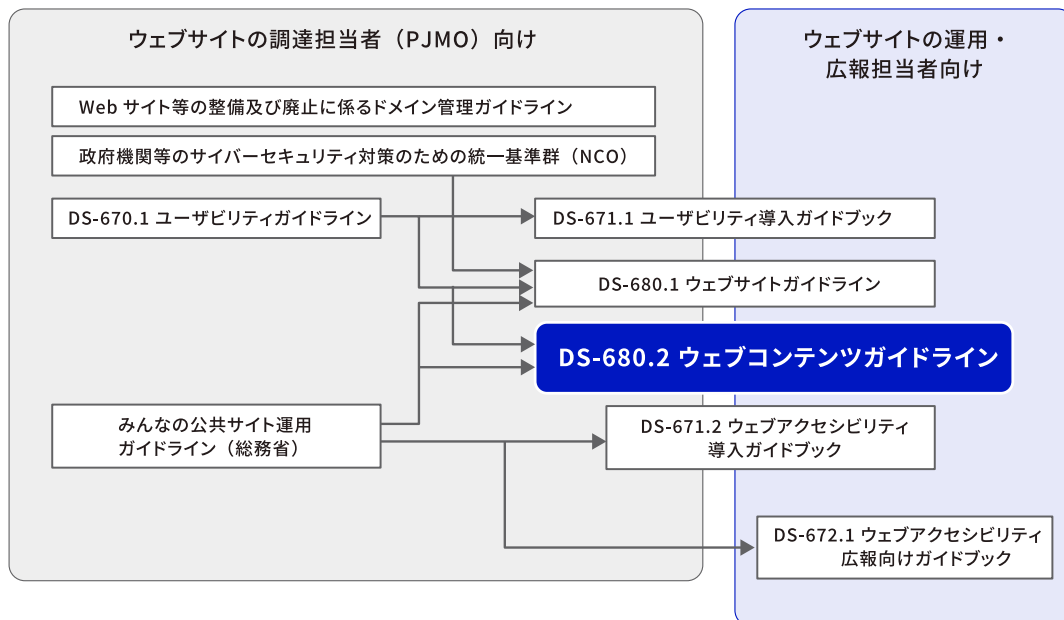


図1.1 関連文書との関係。本項及び図では標準ガイドライン群の上位文書や他の文書を省略しているので留意すること

1.4.1 導入のための参考になる文書

ウェブサイトの開発・設計に取り組む導入者・実務者向けに、以下のガイドブックを導入編・実践編として用意している。

- 「DS-671.1 ユーザビリティ導入ガイドブック」(デジタル庁)
- 「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」(デジタル庁)
- 「DS-672.1 ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブック」(デジタル庁)

1.4.2 支援ツール

ガイドブック以外では、画面の実装や、品質確認に使えるツール集を用意している。

- 「デジタル庁デザインシステム」(デジタル庁)
ウェブサイトの画面表現に関するツールキット。
- 「UIチェックリスト」(デジタル庁)

1.4.3 利用の手引き

DS-600番台のサービスデザイン関連文書は、目的に応じて体系化し、負担が少ない形で利用できるように整理している。以下の手引きを参考にすること。

- 「サービスデザイン関連ガイドラインの読み進め方・資料の探し方」(デジタル庁)

1.5 利用と配布

本ガイドラインに掲載・発信している情報の著作権は、特記されていない限りデジタル庁に帰属し、特段の権利表記がない限り、「公共データ利用規約(第1.0版)※1」(PDL1.0)又は互換性のある「CC BY 4.0(クリエイティブコモンズ(CC)-表示4.0国際)」に従う範囲で利用できる。PDL1.0のうち、本サイト独自の出典記載例や本ルール適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については「コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報※2」を参照すること。

コピーライトポリシー(デジタル庁)※3

※1 公共データ利用規約(第1.0版)

https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0

※2 コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報

<https://www.digital.go.jp/copyright-policy#important>

※3 コピーライトポリシー(デジタル庁)

<https://www.digital.go.jp/copyright-policy>

1.6

改訂履歴

2025 年（令和 7 年）9 月 30 日策定

2

用語

本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドライン中に特別の定めがある場合を除くほか、標準ガイドライン群用語集の例によるものとする。その他専門用語については、一般の用語定義を参考にすること。

2.1 ウェブサイトの種類

本ガイドラインで扱うウェブサイトの種類は「DS-680.1 ウェブサイトガイドライン」[2.1]（デジタル庁）を参照のこと。

2.2 証跡

[17 ウェブコンテンツのライフサイクル管理]におけるライフサイクル期間を明示的に定めず、永続的に発信されることが期待されるウェブコンテンツのうち、行政機関の諸活動の透明性を高めるため、[16.1 データ品質の確保]に定めるデータ品質要件の一部又は全てを管理し、その信頼性を確保することが期待される以下のもの。

- 法令：行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項の定義による
- 処分：行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2項の定義による
- 行政指導：行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6項の定義による
- 命令等：行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8項の定義による
- 前各項の他、法令において公表等が義務付けられている情報
- 前各項の他、制度、指針等に基づき公表する情報
- 前各項の他、官報に掲載することができる情報
- 前各項の他、以下の性質を有する情報
 - 情報の公衆送信時点又は効力の発生時点を明確化する必要があるもの
 - 初出時点からの更改や修正が、報道や広く国民生活に影響する下記のもの
 - 報道発表
 - 統計資料
 - 会見録

■ 会議等の議事録及び配布資料

- ・ 表1（注記）に掲げる、PDFやePub等の形式でパッケージ化された各種出版物又は電子出版物

注記）本資料種別は以下の規定類を参照した上で、頻出するものを独自に追加している。

- ・ 国立国会図書館法第25条の3第3項のインターネット資料等に関する件（平成22年1月22日国立国会図書館告示第1号）
- ・ 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号）第1条に規定する国の諸機関が納入すべき出版物の部数について（平成12年9月26日国図収第76号）

日本語表記	英語表記	国立国会図書館の インターネット資料区分	国立国会図書館の 納本制度に基づく区分
年鑑、白書	WhitePaper	年鑑、要覧及び職員録	表 1-1 年鑑、要覧及び職員録
業務報告	BusinessReport	業務報告	表 1-2 業務報告（刊行頻度が年1回以下のもの）
予算・決算	Budget	予算書及び決算書	表 1-3 予算書及び決算書
統計	Statistics	統計資料	表 1-4 統計書（刊行頻度が年1回以下のもの）
法令等	Law	官報、法令集、規則集及び判例集	表 1-5 官報（国会の会議録を含む）並びに法令集、規則集及び判例集
逐条解説	Commentary	法律解説書	表 1-6 法律解説書
告示・通達等	OfficialNotification		
指針・ガイドライン	Guideline		
参考資料・回答集	Reference		
利用ガイド・マニュアル	Manual		
目録・データカタログ	Inventory	目録及び書誌類	
国会関係資料（注記）	Diet	議会資料	
基本計画	BasicPlan	基本計画書	
政策評価	PolicyEvaluation	政策評価書	
論文	AcademicPaper	学術上の論文に係る出版物	
広報	PR	広報資料	
行事	Event	講演会、展示会等の関係資料	
会議等	Council	審議会等の関係資料	
地図・海図	Map		表 2-3 地図・海図
調査報告書	Report	調査報告書	表 2-7 委託による調査研究報告書類
その他	Other	その他各号に準ずる出版物	

注記）国会関係資料とは、行政機関が保有するものを限定して指す。

2.3

記録管理

現在及び将来への説明責任及び利用ニーズを確実に効果的かつ効率的に果たすため、適切な権限、基準及び手順に基づいて、公開すべき情報を特定・収集・整理し、定められた期間の公開維持、保守を行い、不要になった場合安全に廃棄すること。

3

ウェブサイト等により提供する情報の種類

3.1 行政の諸活動に関する情報の提供

行政組織・制度等に関する基礎的な情報、行政活動の現状等に関する情報、予算及び決算に関する情報及び評価等に関する情報については、積極的に提供する。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、ウェブサイト等による提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についてもウェブサイト等による公表を図る。

3.2 法令により公表等が義務付けられている情報

各府省は、告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加えウェブサイト等による手段でも提供する。

3.2.1 公益法人に関する情報

各府省は、公益法人に関する情報について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 57 条に基づき運用する「国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト」（以下「行政総合情報サイト」という。）から提供する。

3.3 社会的な有効活用に資する情報

各府省は、各府省がそれぞれの行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用の要望が多い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報について、ウェブサイト等を通じ、積極的に提供する。

3.4

情報提供の例外

前各項は、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合、適用を除外される。

4

情報アクセシビリティの確保

4.1 多様なアクセス手段の提供

各府省は、主利用者のニーズに応じて自組織が保有・発信する情報への多様なアクセス手段の提供に努める。
アクセス手段とは、以下に例示する手段を指す。

- 利用者別メニュー、利用目的別サイトの設置
- 検索サービス、レファレンスサービスの提供
- 物理的な閲覧が制限された資料のデジタル化資料の提供
- メールやRSSによる新着・更新通知
- AI等の活用を含む情報検索の補助

4.1.1 情報アクセシビリティの確保における環境整備

各府省は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」が基本理念の一つとして「同一の内容を同一の時点で取得できること」を掲げていることに鑑み、コンテンツの公開当初からウェブアクセシビリティの確保を行った情報提供に努める。

ウェブアクセシビリティの確保に配慮した情報発信の具体的な手順は「DS-672.1 ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブック」（デジタル庁）を参考にすること。

各府省は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づき、行政サービスに関する案内を行うときには、以下に例示する多様な代替手段を用いた情報発信の環境整備に努める。

- テキスト版
- 点字版
- 音訳版
- 大活字版
- 動画
- 電話リレーサービスの利用

これらの代替手段の提供にあたっては、点字や手話を習得していない障害者であっても円滑に利用できるように、なるべく多くの代替手段を並行して提供するよう努める。

4.1.2 情報アクセシビリティの確保における合理的配慮

各府省は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づき、ウェブアクセシビリティの確保ができていない情報に対し、障害者からアクセス要求の意思表示があった場合は、読み書きの支援（代読・代筆）等の合理的配慮（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条2項）を行う。

5

国民等との間における双方向の情報流通の確保

各府省は、各府省のウェブサイト等に設けられている国民等からの提供情報を受け付ける窓口を活用して、所管行政に関する意見・要望等の収集を図る。

5.1 意見・要望等の受付欄の設置

各府省は、主要な施策、事業等の創設、変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設ける。

5.2 回答集の提供

各府省は、重要な提供情報や頻度の高い質問等に対しては、各府省の考え方、対応等について説明する欄を設ける。

5.3 ソーシャルメディアの活用

各府省は、情報や映像等の交換を行うソーシャルメディアを使用した、国民等への情報提供及び双方向の情報流通を推進する。

5.4 府省間連携の実施

各府省のウェブサイト等に他府省の所管行政に関する意見・要望等があった場合は、当該意見・要望等に係る所管府省が特定することができるものについては、府省間の連携に努める。

6

著作物に関する統一的な利用ルール of 適用

各府省は、オープンデータにおいて各府省が著作権者である著作物について広く二次利用を認める形で著作物の利用に対する考えを示すにあたり、できるだけ分かりやすく統一的なものとするため、新しく公開する情報について原則として「公共データ利用規約（第 1.0 版）」（令和 6 年 7 月策定）を適用する。

7

情報の所在及び管理運営方針の明示

各府省は、自らが保有するウェブサイトにおいて、利用者に対し情報の所在及び管理運営方針を明らかにするため、ウェブサイトの種別を問わず以下の情報をウェブサイトに明示する。

種類	公開義務	内容
運営者名	必須	ウェブサイトの運営機関・担当課・問合せ先
動作環境	特殊な条件がある場合は必須	ウェブサイトを正常に閲覧するのに必要な PC・スマートフォン等の条件
ウェブアクセシビリティ	必須	「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省・2024 年版）に基づくウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に向けた取組に関する情報
コピーライトポリシー（著作権について）	推奨	「公共データ利用規約」に基づいた、著作権及び二次利用等についての情報
ソーシャルメディアポリシー	アカウントがある場合は必須	公式に運営しているソーシャルメディアアカウント及び運用方針についての情報
利用規約	利用に際し、利用規約への同意を求める場合は必須	ウェブサイトの利用規約
プライバシーポリシー	個人情報を取り扱う場合は必須	個人情報保護に関する情報
特定個人情報等に関する情報	特定個人情報等を取り扱う場合は必須	特定個人情報の取扱いに関する告知
サイトマップ	必須	掲載事項の一覧

7.1 コピーライトポリシー（著作権について）

各府省は、[\[6 著作物に関する統一的な利用ルールの適用\]](#)に基づく著作物の二次利用を円滑に進めるため、ウェブサイトに掲載された情報の利用条件を定めたコピーライトポリシーを策定・公表するよう努める（注記）。

注記）コピーライトポリシーの公表にあたっては、ウェブサイトのすべてのページから参照可能となるようにリンクを掲載するよう努める。

7.1.1 デジタルアーカイブにおける二次利用条件の検討

ウェブサイト全体のコピーライトポリシーと異なる著作権管理が必要なコンテンツを、情報資源として組織化するデジタルアーカイブを構築する場合は、「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（実務者検討委員会、平成31年4月）」に基づき対処方針を策定するよう努める。

7.1.2 個別資料毎の二次利用条件表示

コピーライトポリシーと異なる二次利用条件を個別の資料毎に設定する場合は、以下のライセンス体系に基づき利用条件を設定するよう努める。本規定は、「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について」に基づき、国際的に普及しているライセンス及びマークを用いた以下の15種類の権利表記（権利区分）に従っている（注記）。

コード値	定義	体系	教育利用	非商用利用	商用利用
cc0	CC0	PD ツール	利用可	利用可	利用可
pdm	PDM(パブリックドメインマーク)	PD ツール	利用可	利用可	利用可
ccby	CC BY (表示)	クリエイティブコモンズ (CC)	利用可	利用可	利用可
ccbysa	CC BY-SA (表示 - 継承)	クリエイティブコモンズ (CC)	利用可	利用可	利用可
ccbynd	CC BY-ND (表示 - 改変禁止)	クリエイティブコモンズ (CC)	条件付きで可	条件付きで可	条件付きで可
ccbync	CC BY-NC (表示 - 非営利)	クリエイティブコモンズ (CC)	利用可	利用可	不可
ccbyncsa	CC BY-NC-SA (表示 - 非営利 - 継承)	クリエイティブコモンズ (CC)	利用可	利用可	不可
ccbyncnd	CC BY-NC-ND (表示 - 非営利 - 改変禁止)	クリエイティブコモンズ (CC)	条件付きで可	条件付きで可	不可
incr	著作権あり	Rights Statements	不可	不可	不可
incr_edu	著作権あり - 教育目的の利用可	Rights Statements	利用可	条件付きで可	不可
nocr_cont	著作権なし - 契約による制限あり	Rights Statements	条件付きで可	条件付きで可	条件付きで可
nocr_other	著作権なし - 他の法的制限あり	Rights Statements	条件付きで可	条件付きで可	条件付きで可
uneval	著作権未評価	Rights Statements	不可	不可	不可

undet	著作権未決定 - 裁定制度 利用著作物	我が国固有	不可	不可	不可
others	該当なし	該当なし	—	—	—

注記) サイト全体でPDLを採用していることを前提としているため、本表にはPDLの記載がないが、サイト全体のポリシーでPDL以外のライセンスを採用している場合、個別の資料にPDLを適用することも可能である。

7.2 ソーシャルメディアポリシー

各府省は、ソーシャルメディア（SNS）を通じた情報発信の正確性や信頼性確保のため、ソーシャルメディアを運用する場合は、各府省が当該アカウントを運用していることを確認することができる措置として、公式ソーシャルメディアアカウントの運用方針を策定・公表する。

- 組織が運営しているソーシャルメディアアカウントの一覧
- 運用方法（発信する情報や、SNSの各機能の利用方針）
- 免責事項
- 利用者による書き込みに対する方針
- 発信情報の利用条件（コピーライトポリシー）
- 短縮URLの利用に関する表明
- 運用方法の周知・変更等に関する方針の表明
- 利用にあたり留意すべき事項
- 問合せ先

ソーシャルメディアの利用にあたっては、統一基準における遵守事項「ソーシャルメディアによる情報発信時の対策」の規定もあわせて参照すること。

7.3 ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果

各府省は、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省・2024年版）に従い、ウェブアクセシビリティの対応方針及び対応度を表明するため、「ウェブアクセシビリティ方針」を策定・公表するよう努める。ウェブアクセシビリティ試験を実施した場合は、その結果も併せて掲載する。

8

利用者視点での情報提供

各府省は、標準ガイドラインに定める「サービス設計 12 箇条」を踏まえ、利用者視点で分かりやすくニーズに沿う情報提供及び掲載情報の見直しを遅滞なく行う。

8.1 利用者別メニューの設置

各府省は、ウェブサイトにて、利用者のニーズにあわせた利用者別メニューを、その必要に応じ設置するよう努める。

8.2 こども向けイベント情報の提供

各府省は、こども向けのイベントを開催する場合、より多様なニーズに応えられるよう、以下に配慮した情報を提供するよう努める。

- こどもが興味を持つ適切なレベルの活動で、こども自身が案内内容を理解できるか
- こどもが興味を惹きそうか、適切なレベルの活動かを、保護者や教育者、指導者等の大人が判断できるようになっているか
- 言語対応、障害の有無、授乳室の必要性等、特定のサポートや設備を必要とする利用者がそのイベントへの参加のしやすさを判断できるようになっているか

参考例

項目	記載内容
イベントの名称	内容がわかりやすいタイトルを記載する
対象となる施設やアクティビティ	見学や体験等のように、対象となる施設や体験できるアクティビティが明確な場合には記載する。記載例：「職業体験」「ダム見学」
イベントの内容紹介文	イベントの概要を自由に記載。SNS等でシェアされる際に簡潔なサマリーが表示できる場合は、サマリー文も用意する
実施場所	イベントが実施される場所について記載する
主催者（問合せ先）	見学・体験の主催者の名称、連絡先を明記する
申込み方法	申込みの有無を示す。申込みが必要な場合は案内を記載
申込み期間・スケジュール	事前申込みが必要な場合、申込みの受付期間を記載
料金の有無	「有料」「実費」「無料」等の料金の有無を明記。民間イベント等、実費を超える料金を収集する場合は「有料」と記載
参加条件・対象・持ち物	対象年齢、親子同伴等の参加条件を記載。保護者が用意するべき持ち物がある場合には具体的に明記
実施期間・実施回数	複数回開催される場合は、そのことを明示。休館日等のイベントを実施していない日がある場合、併記する必要がある
ユニバーサルアクセス	非日本語話者や、障害のある参加希望者向けの情報を記載。詳しくは後述の解説を参照
保護者向けのサポート情報	荷物預かりサービス、託児サービス、授乳室等がある場合に記載。これらは乳幼児のいる保護者にとって非常に重要な情報になる。また、保護者向けの注意事項がある場合も記載する
言語	イベントで使われる言語を記載

8.2.1 こども向けイベントのカテゴリ表示

イベントの内容や質を示すための分類が必要となる場合は、各地域の図書館が公表している児童図書分類や、保育環境評価のための尺度（スケール）等、利用目的や対象年齢に合わせて有効なものを参考にすること。

8.2.2 こども向けイベントのユニバーサルアクセスに係る情報提供

乳幼児のいる保護者に託児サービスや授乳室の存在を知らせる等、障害のある人やその家族、非日本語話者等、なるべく多くの人々が参加の判断に使える有益な情報を提供し、より多様な人が参加できるよう工夫する。こどもに障害のあるケースだけでなく、保護者に障害のあるケースを想定して記述すること。

- イベントの会場へのアクセスしやすさ（車椅子やベビーカーでの経路）
- 授乳室等の有無
- 手話通訳付きのツアーの有無
- 多言語対応の有無
- 感覚過敏のある人へのイヤーマフやフィジエット等の提供の有無
- 会場の明るさや騒がしさ、空間の閉鎖性や開放性（閉所・暗所・高所等の有無）
- イベント最中の発声や入退室等の可否

9

言語・文章構成及び表現

9.1 原則

各府省は、ウェブサイトを通じた広く一般に向けた情報発信において、「公用文作成の考え方」（文化審議会建議）に基づき、ウェブサイトの媒体特性を活かした表現を行う。具体的には、各府省は利用ニーズに応じて、以下の各原則を満たした文章表現・文章構成等に取り組む。

- プレインランゲージ
- インクルーシブランゲージ
- やさしい日本語
- 図・表・写真・音声・動画等の活用
- 文章表現・装飾におけるアクセシビリティ
- 記述・表現の継続的な評価と見直し
- 外国国名表記・地名表記

9.2 プレインランゲージ

各府省はウェブサイトを通じた情報提供に際して、専門家、行政機関の職員等、特定の領域の従事者でなければ理解できない専門知識や用語をできるだけ排し、「対象言語を母語としており、義務教育を完了している人であれば理解できる」プレインランゲージに則した表現を用いるよう努める。

9.2.1 対象読者の興味関心に応じた情報提供及び表現

利用者が必要とする情報と、発信者側にとって重要な情報にはギャップがあることを踏まえ、各府省は、利用者のニーズにあわせた情報を、利用者が理解できる表現、利用者が受容できる情報量で明快に表現し、提供する。

9.2.2 非専門家向けの情報提供・申請手続における法律等の表現

各府省は、法律用語等の難解な表現を用いることが利用者の理解を妨げる場合、文脈を加味した言い換えや、説明の併記等、利用者の概念理解を支援する表現での情報提供を行う。

9.3 インクルーシブランゲージ

各府省は情報の発信にあたり、社会の多様性、様々な文化的背景、その人の置かれた状況、性別、人種、宗教、年齢等によって、違和感や不快感を持つ表現を用いないよう努める。

9.3.1 個人の能力に関する表現

個人の能力や状態に関する情報や表現を取扱う場合、以下に配慮する。

- 健康状態や病気、怪我等に触れる必要がある場合に、主観的な価値表現を、その表現を用いることに合理的な理由がある時以外は用いない。主観的な価値表現とは、「苦しんでいる」「悩んでいる」というような表現のことを指す。この表現は障害等に苦しんでいることが暗黙の前提となっているが、すべての人がそうではない。「筋萎縮性側索硬化症（ALS）に罹っている」等の中立的な表現を用いるのが適切である。
- 不必要にも拘らず対比的表現を用いない。例えば「健常者」という表現は、その障害のないことを基準とした考え方である。統計資料等で比較に用いる必要がある時など、表現が適切な場合を除き、原則として用いない。

不適切な例

- 高機能の障害・低機能の障害
- いつも移動が辛い車椅子の利用者

9.3.2 年齢に関する表現

年齢に関する情報や表現を取り扱う場合、以下に配慮する。

- 主観的な価値表現を用いない。
- 合理的な必然性がない限り、アンケート等で年齢に関する情報を取得しない

不適切な例

- 高齢者でも簡単に使える

9.3.3 ジェンダーとセクシュアリティ

性別や性自認に関する情報や表現を取扱う場合、以下に配慮する。

- 合理的な理由のない限り、常に中立な表現を用いる
- 母子健康等の医学的に必要のある場合や、合理的な必然性がない限り、アンケート等で性別に関する情報を取得しない

不適切な例

- 「子育てで忙しいお母さんが申請できる」のような表現
- ウェブサイトの利用者向けアンケートで性別を尋ねる
- 彼ら、彼女ら、などの表現を使う
- 多言語対応を行う際に「he/she」等の性別を前提とした表現を用いる

9.3.4 人種・民族・宗教

人種、民族、宗教等に関する情報や表現を取扱う場合、以下に配慮する。

- 特定の人種、民族、宗教等の固定観念を強める表現を用いない

不適切な例

- 日本国籍のある人の頭髪を、すべて黒で表現する
- 「警察官巡回中」等の注意書きを特定の言語でのみ表現する

9.4 やさしい日本語

各府省は、日本語を母語としない人、高齢者、障害のある人等多くの人に情報を分かりやすく伝える必要がある場合、プレインランゲージよりも更に平易な表現であるやさしい日本語を用いた表現を行うよう努める。

詳しくは「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」（文化庁）等を参考にする。

9.5 図・表・写真・音声・動画等の活用

各府省は、できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等、分かりやすい表現方法の活用を推進する。

9.6 文章表現・装飾におけるアクセシビリティ

各府省は、スクリーンリーダー等を用いている読者や、多様な色覚特性（赤色系を識別しにくい人等）に配慮するため、アクセシビリティに配慮した文章表現・装飾に努める。

代表例

- 「丸いボタン」「赤文字の箇所」「図の右上」等、色や形や位置にのみに依拠した表現を使わない
- 「あとア」「1とー」のように読み上げたときに違いが判別できない行頭記号を併置しない
- 太字での強調表現をしたいときは、strong要素等の適切なマークアップを行う
- 強調表現のために下線を使わない
- 赤文字等の多様な色覚特性のある人に配慮していない表現を使わない

詳しくは「DS-671.2 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（デジタル庁）及び「DS-672.1 ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブック」（デジタル庁）を参考にする。

9.7

外国国名表記・地名表記

外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）による表記）を使用する。電子地図を利用する場合には、当該地図上の地名等が日本国政府の方針に沿ったものとなるよう留意する。

9.8

記述・表現の評価と見直し

各府省は、発信情報に対する利用者のフィードバックを受け、ウェブコンテンツの記述や表現を改善し、社会情勢の変化等に応じて記述・表現についての基準を適宜見直すよう努める。

10

多言語対応の推進

各府省は、発信する情報や発信対象地域の特性に応じたコンテンツの多言語化に取り組む。コンテンツの多言語化にあたっては、以下のいずれかの方針を採用する。

- 言語毎に独立したコンテンツを作成する
- 日本語版コンテンツの対訳又は抄訳を用意する

10.1 機械翻訳等を利用する場合の注意点

機械翻訳を用いるときは、正確性が保証されていないことを明示するよう努める。

10.2 機械翻訳等における専門用語の取扱い

特定の用語に対する対訳が定まっている場合は、辞書データを整備するなどの適切な対応を行うよう努める。
なお、非専門家向けに情報を提供する場合は、[\[9.2.2 非専門家向けの情報提供・申請手続における法律等の表現\]](#) に準じた対応に努める。

10.3 機械翻訳等の利用に係るウェブアクセシビリティの確保

画像の代替テキストを含むウェブページの多言語化等を行うことで、代替テキストのウェブアクセシビリティの確保が難しくなる場合（注記）は、ページ冒頭等のスクリーンリーダー利用者が確実に認知できる場所に、画像に含まれる画像化された文字と、代替テキストが一致しない可能性があること等の注意喚起を行うよう努める。

記載例

This page uses machine translation. Please note that the translation may not be completely accurate, or characters in alt text may be represented in Japanese in the original image.

注記）例えば画像化された文字要素が日本語のまま代替テキストだけが翻訳されると、言語表現が一致しなくなる。

11

生成AI等の利用時の信頼性確保

11.1 生成AI等の信頼性確保

各府省は、生成AI等の自律性の高い機能を提供する場合、利用する技術の特性及び用途に照らして、入力するデータ、データ処理及びデータ出力結果それぞれの適切性や適時性を、利用者が自ら判断できるよう、適切な情報の利用及び開示に努める。

11.2 生成AI利用時の著作権の適正な取扱い

各府省は、「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス※」（文化庁、令和6年7月31日）を参照し、生成AIの利用における著作権の適切な取扱いに努める。

※ AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf

11.3 生成AIを機械翻訳に用いることの明示

各府省は、生成AIを用いたコンテンツには、生成AIを使用していること、当該情報の翻訳の精度を利用者自身の責任で判断する必要があることを明示するよう努める。

誤訳や不正確な訳を回避するべき用語等がある場合は、[\[10.2 機械翻訳等における専門用語の取扱い\]](#) に準じ辞書データを整備する。

記載例

この翻訳はAIによる自動翻訳であり、正確性を欠く場合があります。翻訳の妥当性や信頼性をご確認の上でご利用ください。

11.4

生成AIの利用に係るコンテンツの信頼性確保

生成AIを用いてコンテンツのテキスト本文、字幕、クローズドキャプション及び代替テキスト等を生成又は翻訳する場合、生成AIを使用していること、当該情報の翻訳の精度を利用者自身の責任で判断する必要があることを、利用者が確実に認知できる形式で明示するよう努める。

12

本省サイトにおける情報提供

各府省は、[\[3.1 行政の諸活動に関する情報の提供\]](#)に従い、自組織の活動や所管法令等の情報を広く利用者に供する場合、利用者の利便性確保の観点から、[\[12.1 本省サイト掲出コンテンツ\]](#)に示す情報を原則として公開する。

12.1 本省サイト掲出コンテンツ

本省サイトに掲出するコンテンツは、表の分類を参考（注記）に、データ上は階層構造として取り扱えるようにする。

注記）本分類の構造を、ウェブサイトの階層構造に全てそのまま反映する必要はない。また、ウェブサイトのナビゲーション上は利便性確保の観点から、主利用者毎の分類等を柔軟に設置できる。

大分類	中分類	英語表記	説明
組織		About	組織体制、幹部人事、組織の取組に関する情報
	広報	Public Relation	公衆を対象とした広報、リーフレット、定期刊行物の発行に関する情報
	報道発表	Release	報道関係者を対象としたプレスリリース
	お知らせ	Announcement	災害・事故調査の経過等、逐次報告するべきお知らせ
	重要なお知らせ	Important	重要な告知
	会見等	Speech	大臣会見、記者会見、談話等に関する情報
	予算・決算	Budget	予算・決算に関する情報を記載
	所管法人	Corporation	所管法人に関するもの
開催情報		Holding	組織が対外的に公表するスケジュール、施設の開館日程等
	行事	Event	組織が開催・共催する催事等の日程
	会議等	Councils	組織が開催する会議体に関する日程・場所の情報

大分類	中分類	英語表記	説明
調達		Procurement	調達に関する情報
採用		Recruitment	人材の採用に関するもの
公募		Public Offering	公募に関するもの
施設		Location	施設の所在地・利用案内に関するもの。名称を出すのが適切な場合はラベルを柔軟に変更可能
法令		Law	法令に関する情報
	通知・通達・処分	Official Notification	通知・通達・行政処分・行政指導等に関する情報
政策		Policy	組織が所管している政策に関する情報
	政策分野	任意	政策分野を定めている場合記載
	制度	System	各政策に紐づく制度
申請・ 手続		Application	申請・届出等の手続に関する情報
	サービス	Services	主としてウェブアプリケーションやアプリを介し提供されるもの。サービスカタログ
	情報公開	Disclosure	情報公開、公文書管理
資料・ 刊行物		Resources	主に表 1 に記載された資料
	統計	Statistics	統計に関するもの
国際		International	国際関係に関するもの

上記に掲示するものの他に、本省サイトでは、以下の各項目を掲示する必要がある。

- ・ [\[7 情報の所在及び管理運営方針の明示\]](#) で指定された項目
- ・ [\[17.2.1 非掲載化に関する情報提供\]](#) で指定された項目
- ・ 法律・制度に基づき本省サイトに掲示すべき事項（「参考資料（ウェブコンテンツ） 法律・制度に基づき本省サイトに掲示すべき事項」（デジタル庁）

12.2 法律・制度に基づき本省サイトに掲示すべき事項の通知

各府省は、全府省に対し法律・制度に基づき本省サイトに掲示すべき又は掲示を要請する事項がある場合、決定後遅滞なく各府省及びデジタル庁に通知する。デジタル庁は通知を受けて、「参考資料（ウェブコンテンツ） 法律・制度に基づき本省サイトに掲示すべき事項」（デジタル庁）を最新化し、各府省に対して供覧可能にする。

13

地域別の情報提供

地域別に情報を提供する必要がある場合、[13.1 地域区分] に定める9地域区分を利用することを原則とし、地方支部等の設置状況に応じた区分や都道府県毎の区分等をその必要に応じ提供する。

13.1 地域区分

地域	URI	対象となる都道府県
北海道	hokkaido	北海道
東北	tohoku	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信	kanto-koshin	茨城、栃木、群馬、山梨、長野、埼玉、千葉、東京、神奈川
北陸	hokuriku	新潟、富山、石川、福井
東海	tokai	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	kinki	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	chugoku	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	shikoku	徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	kyushu-okinawa	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

13.1.1 地理的条件を加味した区分の追加設置

気象情報や災害に関連した情報等を提供する場合は「奄美地方」や「小笠原諸島」等、地理的条件を加味した区分をその必要に応じ提供できる。

14

オープンデータの推進

各府省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和 6 年 7 月 5 日改正）に基づき、ウェブサイト等によるオープンデータとしての公開を図る。

14.1 データ検索サイトにおける情報提供

各府省は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）に基づきウェブサイトを通じ公開する情報についてオープンデータを公開する場合、下記に示す適切なメタデータ定義を行うよう努める。

14.1.1 データカタログに関するメタデータの整備

各府省が発信する情報について、データベースやデータセット（資料群をまとめた表形式ファイル等）等の構造化データ、組織化された資料群等のデジタルアーカイブを提供する場合、その性質に応じ以下への連携を前提としてデータカタログを整備するよう努める。

- e-gov データポータル（デジタル庁）を通じたデータカタログの提供

詳しくは、「参考資料（ウェブコンテンツ）メタデータ定義サンプル」（デジタル庁）を参考にすること。なお、e-gov データポータルに提供されたデータはジャパンサーチ（注記）に連携されることにも留意して整備すること。

注記）ジャパンサーチは、デジタルアーカイブ推進に関する検討会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）の方針のもと、さまざまな分野の機関の連携・協力により、国立国会図書館がシステムを運用している、デジタルアーカイブの分野横断プラットフォーム。

14.1.2 個別データセットや資料群に関するメタデータの整備

データカタログに採録されたデータセットや資料群（コレクション）の内容や所在情報を提供する場合、横断検索における検索性や二次利用における利便性向上の観点から、資料のタイトル、寄与者、作成日等の基本的なメタデータを共通に付与するよう努める。詳しくは、「参考資料（ウェブコンテンツ）メタデータ定義サンプル」（デジタル庁）を参考にすること。

15

行政情報の一元的・総合的な提供

各府省は、各府省における登録、更新といった協力の下、e-Gov、e-Stat等の府省共通的なシステムに対して最新かつ網羅的な情報提供を行い、国民等がより一層迅速かつ容易に情報を閲覧することができるようにする。

15.1 サービスカタログの提供

各府省は、利用者中心の視点に立ち、特定の利用ニーズを満たすのに必要なウェブサイト、コンテンツ、申請又は手続等を一覧として集約し、利用者向けに情報提供を行うサービスカタログを設置・維持するよう努める。サービスカタログの提供方法は2種類とする。

- 特定の主題や申請・手続等を取り扱っている複数のウェブサイトがある場合、本省サイト等でその一覧・案内を提供する。
- 利用者・利用目的別のサービスカタログを独立した情報提供ウェブサイトとして提供する。

15.1.1 利用者・利用目的別のサービスカタログにおける機能

利用者・利用目的別のサービスカタログを設置する場合には、各領域の基本的な情報や付随的な情報（更新履歴、お知らせ、Q&A等）といったポータル機能をサービスカタログ内に設置するか、ポータル機能を有するサイトへの導線、RSS等の情報取得手段の提供を通じた利便性向上に努める。

16

公開情報の品質確保

各府省は、システムの更改やフォーマットの変更等がウェブサイトで公開している情報に与える変化を管理し、将来にわたっても情報の再生及び意味の理解ができるように、ウェブコンテンツについて、以下に定める適切な管理に努める。

16.1 データ品質の確保

各府省はウェブサイトで公開している情報について最新の日本産業規格を踏まえ、各情報の特性を考慮したデータ品質維持に努めることで、当該情報の信用価値を損なわないようにする。

具体的には、各府省は、策定したプロジェクト目標の達成の観点から、下記の例示を参考に、ウェブサイト及び掲載コンテンツに要求されるデータ品質を定義し、適切な運用に取り組む。

16.1.1 帰属性 (Attributable)

当該情報を、誰が・いつ作成したのかを明示すること。

16.1.2 判読性 (Legible)

当該情報を読んだときに（読んだ人にとって）内容が適切に判断・理解できること。判読性を高めるための基準については [\[9 言語・文章構成及び表現\]](#) を参照すること。

16.1.3 適時性 (Contemporaneous)

情報の作成に関連する活動とその記録が合理的な期間内に行われ、情報の作成日が「正確に作成したその時であること」を保証すること（注記）。

注記）記録管理の一般的な用語としては同時性と表現される。

16.1.4 原本性 (Original)

当該情報が、書き換えられていたり改ざんされていないことを保障すること。改変や更新が行われた場合は、そのことを明示すること。

16.1.5 正確性 (Accurate)

情報の内容（特に事実関係については記録）が実際に起きたことや事実に対して正確であること。

16.1.6 完全性 (Complete)

必要とされる情報が全て揃っている状態のこと。例えば、会議体の議事録であれば全ての回の議事録が揃っていないければ完全性が保障できない。本要件には、リンク先等の文書間の関係性や全体の構造の維持を含む。

16.1.7 一貫性 (Consistent)

情報を作成・公開するまでの手続、更新の方法が一貫しており、毎回同じように実施されること。

16.1.8 永続性 (Enduring)

各情報が、情報の管理者により定められた期間、確実に維持・保管されること。

16.1.9 可用性 (Available)

その情報へアクセスする権限のある人が、権限のレベルに応じて、そのデータに（検索手段の提供などを通じ）確実にアクセスしたり編集できること。

16.2

最新性の確保

各府省は、ウェブサイトによる時宜を得た情報提供を行うとともに、ウェブサイトの掲載情報の内容について最新の状態を維持管理するよう努める。

特に、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等以降、可及的速やかにウェブサイトで提供するよう努める。

16.3

情報の有効性に関する情報の明示

各府省は、廃止等の理由で現在は有効ではないが、社会的にアクセス性を担保しなければならない情報について、利用者に対し当該情報の有効性を判断するための情報を分かりやすく提示するよう努める。

- 廃止された会議体
- 旧会議体（他の会議体に引き継がれた会議体）
- 廃止された文書
- 旧文書（後続文書が出た文書）
- 組織の統廃合
- 政策の統廃合
- 法令・通知・通達の廃止・撤回

17

ウェブコンテンツのライフサイクル管理

17.1 ウェブコンテンツのライフサイクルの期間

ウェブコンテンツのライフサイクルとは、「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）」等の各機関が保有するアーカイブ又はウェブサイトの移管先にウェブコンテンツが収録され、自らが管理するウェブコンテンツの公開を停止するまでを指し、この期間はウェブコンテンツの堅牢性の維持に努める。

17.1.1 標準ライフサイクルの期間の決定と明記

ウェブコンテンツの標準ライフサイクルを、その必要に応じて定め、コンテンツ毎の最低保持期間をサイトポリシー等に明記するよう努める。

17.2 ウェブコンテンツの非掲載化又は削除

各府省は、ウェブコンテンツ（ウェブサイト全体を含む）を非掲載化又は削除する際には、以下のいずれかの基準を参照することができる。

1. 当該情報が「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）」等のアーカイブに収録されていることが明らかとなるとき（注記）
2. 当該情報の根拠となる主たる行政文書が、各府省の定める文書管理規則保存期間基準を経過し、移管又は廃棄の処理が行われていることが明らかとなるとき

注記) ウェブコンテンツの受入先となるアーカイブの収集方針・手続・受入れに必要な期間等に留意し、余裕を持ってアーカイブの保有機関への通知・受入れに関する協議を行うこと。なお、移管後のアーカイブに収録されたコンテンツについては、可能な限り国民によるウェブでのアクセスが継続されるよう、PDL1.0、CC 0やCC BY等の二次利用しやすい利用規約を予め適用しておくことや、アーカイブ上でのインターネット公開の許諾等の適切な措置を実施することが望ましい。また、WARPでは（その時点の）トップページ等の主要なページが収集されていることが明らかでも、下位のページやファイルは技術的な問題により収集できていないことがあるため、非掲載化又は削除に当たっては、個々のファイルの単位で収録有無を確認することが望ましい。

17.2.1 非掲載化に関する情報提供

原則として、ウェブコンテンツを非掲載化又は削除する旨を各府省の本省サイトを通じ3か月前までに公表し、非掲載化予定の情報を参照する者に不利益が生じないよう処置を講じる。

17.2.2 情報の非掲載化に関する例外処置

前各項の規定に拘らず、コンテンツ毎の最低保持期間の定めを行なっていなかった大量のウェブコンテンツ等、前各項の適用が困難な情報に対し、各府省はデジタル庁と協議の上で非掲載化対象の選別基準を独自に定め、当該情報を非掲載化又は削除することができる。

18

記録管理

各府省は、ウェブサイトを通じて提供する証拠の堅牢性を維持し、行政情報の透明性の確保に向けた、下記の取組に努める。

なお、本章で示すコンテンツの品質を保つための概念モデルは、ISO 14721 で定義された OAIS 参照モデル (Reference Model for an Open Archival Information System) を参照している。

18.1 記録管理の要件

各府省は、公開された証拠の信頼性を確保・維持するため、以下の情報記述を含む情報パッケージの品質モデルに基づく証拠の記録管理に努める。

- 内容情報 (18.2)
- 保存記述情報 (18.3)
- パッケージ化情報 (注記)

情報パッケージ (Information Package)

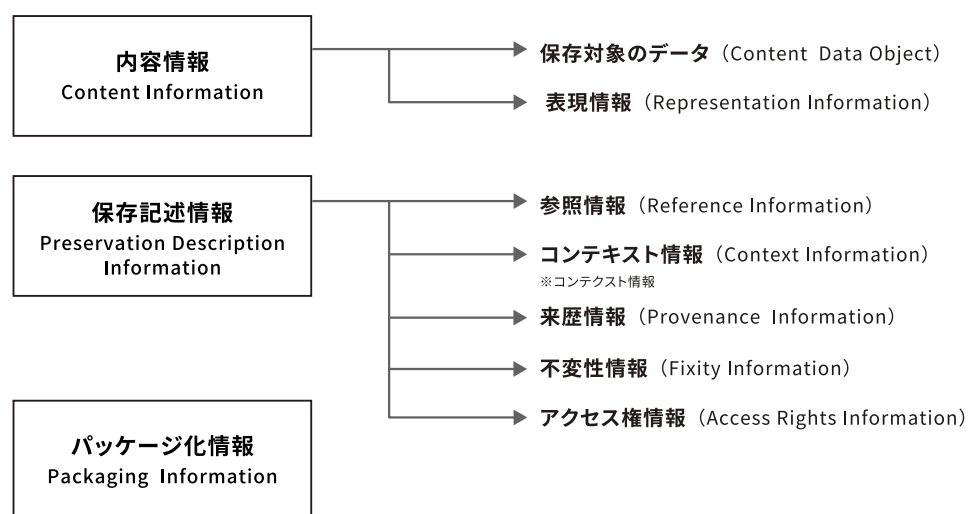


図18.1

注記) 内容情報・保存記述情報等をパッケージ化に際して一覧としてまとめたもの。

18.2 内容情報の付与

18.2.1 表現情報の付与

どのような形式と構造でコンテンツが記述され、再生にはどのようなソフトウェアが必要かを示す。複数の文書間に親子関係等の構造がある場合は、そのことも示す必要がある。

- 再生方法、フォーマット
- 言語
- 他の文書との関係（文書群の構造）

18.3 保存記述情報の付与

コンテンツの信頼性を示すための過去から現在までの変遷、コンテンツへのアクセス権限、コンテンツの文脈を示す情報を付与する。

18.3.1 参照情報の付与

コンテンツにアクセスするための識別子を付与する。通知・通達の文書番号等が参照情報にあたる。各情報をウェブ上から参照可能にするためには、ウェブ上でも一意のURIを持つ必要がある。

18.3.2 永続的管理の必要な文書の把握

証跡が半永続的に参照される必要がある場合には、コンテンツのアクセス先のURIが変更されても、永続的アクセスを可能とするため、ウェブ上で取扱い可能な永続的識別子の付与等の管理を前提として、当該文書の全量及び種類の把握及び管理に努める。

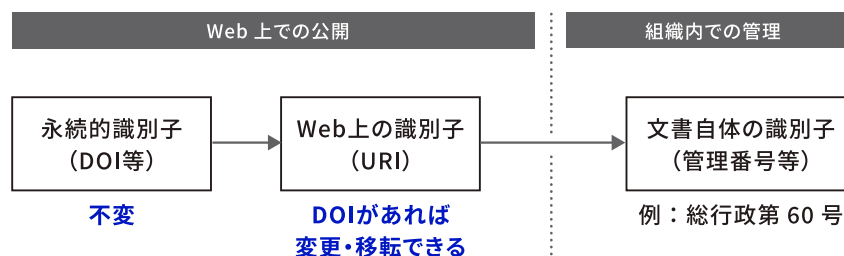


図18.2

18.3.3 文脈情報の提供

証跡がウェブサイトの更改やデータ移行、法制度、文化や社会情勢に強く影響を受けることを踏まえ、文脈（コンテキスト）を理解していない利用者の誤読や誤解を避けるため、証跡に対する下記のメタデータの付与・管理に努める。

- 校正履歴等の来歴情報（後述）
- 背景情報（なぜその文書が作成されたのか、趣旨・概要・解説等の情報）

18.3.4 来歴情報の提供

発出した証跡の改変や移管について第三者による追跡を可能にするため、証跡に対して以下に示す来歴情報の付与・管理に努める。

- いつ公表されたか（出所）
- 改訂や移管がいつ行われたか
- 改訂や更新の内容はなにか
- 移管元・移管先はどの組織か

例

- 法律の新旧対照表
- ガイドラインの改訂履歴

18.3.5 不変性情報の提供

証跡が変更されていないことを示す必要がある場合、チェックデジット等の不変性を確認するための手段を提供するよう努める。

19

ウェブサイトによる情報提供に伴う料金

本ガイドラインに沿ったウェブサイトによる情報提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無償で提供する。

ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、ウェブサイトによる提供に係る経費として相当の額を要する場合においては、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。この場合においても、以下のような観点で、一定のタイミングでの見直しを図る。

- 安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化の検討
- 利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組の検討
- 利用者負担での提供とすることが社会的経済的に適当かどうかの再検討

20

本ガイドラインの遵守状況の確認

各府省における本ガイドラインの遵守状況については、当該府省自らが適切に確認する。

21

付 録

21.1 リンク集

本ガイドラインで言及しているウェブページ等の一覧を以下に示す。

利用・配布

- [公共データ利用規約（第1.0版）](#)
- [コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報](#)
- [コピーライトポリシー（デジタル庁）](#)

生成AI

- [AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス](#)

索引

あ行

アクセシビリティ

情報 ―― の確保のための多様なアクセス手段の提供……	16
情報 ―― の確保における環境整備 ……………	16
情報 ―― の確保における合理的配慮 ……………	17
文章表現・装飾における ―― ……………	29
機械翻訳等の利用に係るウェブ ―― の確保 ……………	31

インクルーシブランゲージ

―― に関する説明 ……………	27
-----------------	----

ウェブコンテンツのライフサイクル

―― の期間 ……………	43
--------------	----

さ行

証跡

―― に関する説明 ……………	11
―― の記録管理 ……………	45
―― の永続的管理 ……………	46
―― の内容情報の付与 ……………	46
―― の保存記述情報の付与 ……………	46

た行

データ品質の確保

―― : 帰属性 (Attributable) ……………	40
―― : 判読性 (Legible) ……………	40
―― : 適時性 (Contemporaneous) ……………	40
―― : 原本性 (Original) ……………	41
―― : 正確性 (Accurate) ……………	41
―― : 完全性 (Complete) ……………	41
―― : 一貫性 (Consistent) ……………	41
―― : 永続性 (Enduring) ……………	41
―― : 可用性 (Available) ……………	41

は行

プレーンランゲージ

―― に関する説明 ……………	26
-----------------	----

や行

やさしい日本語

―― に関する説明 ……………	29
-----------------	----